



# 鳥取県公報

平成 30 年 5 月 18 日 (金)  
第 9 0 0 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (353) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (354) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (355) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による指定介護機関の休止の届出 (356) (〃) . . . . . 3
	指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画の策定 (357) (緑豊かな自然課) . . . . . 3
	指定障害児通所支援事業者の指定 (358) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3

# 告 示

## 鳥取県告示第353号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年5月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町2083	特定施設入居者生活介護事業所さかい幸朋苑	境港市誠道町2082	特定施設入居者生活介護	平成30年4月19日

## 鳥取県告示第354号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者及び介護予防事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに居宅介護事業所及び介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年5月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
株式会社ライブアシスト	米子市角盤町一丁目3-11	ライブアシスト訪問介護事業所	米子市角盤町一丁目3-11	訪問介護	平成28年9月1日

### 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	変更年月日
株式会社ライブアシスト	米子市角盤町一丁目3-11	ライブアシスト訪問介護事業所	米子市角盤町一丁目3-11	介護予防訪問介護	平成28年9月1日

## 鳥取県告示第355号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業又は介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年5月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根55	ホームヘルプセンター・ソラリオン名和	西伯郡大山町西坪520-1	訪問介護	平成30年4月30日
社会福祉法人日南福祉会	日野郡日南町下石見2315	認知症デイサービスセンター虹の郷	日野郡日南町生山346-1	認知症対応型通所介護	平成30年3月31日

## 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人日南福祉会	日野郡日南町下石見2315	認知症デイサービスセンター虹の郷	日野郡日南町生山346-1	介護予防認知症対応型通所介護	平成30年3月31日

## 鳥取県告示第356号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年5月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	休止年月日
医療法人誠医会	東伯郡北栄町瀬戸53-2	ホームヘルパーステーションみやがわ	東伯郡北栄町瀬戸53-11	訪問介護	平成29年12月31日

## 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	休止年月日
医療法人誠医会	東伯郡北栄町瀬戸53-2	ホームヘルパーステーションみやがわ	東伯郡北栄町瀬戸53-11	介護予防訪問介護	平成29年12月31日

## 鳥取県告示第357号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条の2第1項の規定に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を次のとおり定めたので、同条第4項において準用する同法第4条第5項の規定により告示する。

（「次のとおり」は、省略し、計画書を鳥取県生活環境部緑豊かな自然課、中部総合事務所生活環境局生活安全課及び西部総合事務所生活環境局生活安全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成30年5月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県告示第358号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定

したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

平成30年5月18日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
合同会社心環	米子市上後藤六丁目14-45	放課後等デイサービス 紬心	米子市上後藤六丁目14-45	放課後等デイサービス	平成30年5月16日